

重点エリアを拡大しました！！

豊中市は、良好な住宅都市として知られるとともに、府内有数の産業集積都市として市内の西部と南部に「準工業地域」と「工業地域」が広がっており、製造業を中心とした事業所が多く集まっています。

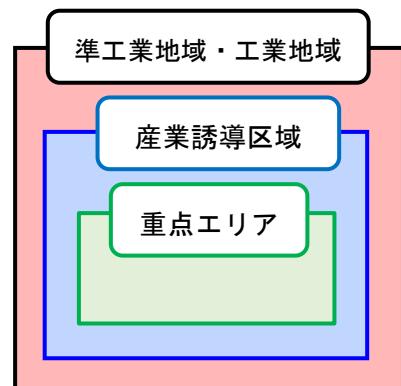
一方、この地域には住宅も多く、騒音や振動をめぐって住宅と事業所のトラブルが発生するケースもあります。このようなトラブルを未然に防止するとともに住宅と事業所が共存・共生するための施策として、令和5年(2023年)4月1日に、既存の区域に加え、産業誘導区域※1内の一部で新たに「重点エリア(工業保全地区)」を追加しました。

※1 事業所の安定的な操業環境を維持・形成するとともに住工混在問題を防止するための区域

▶ 重点エリアとは？

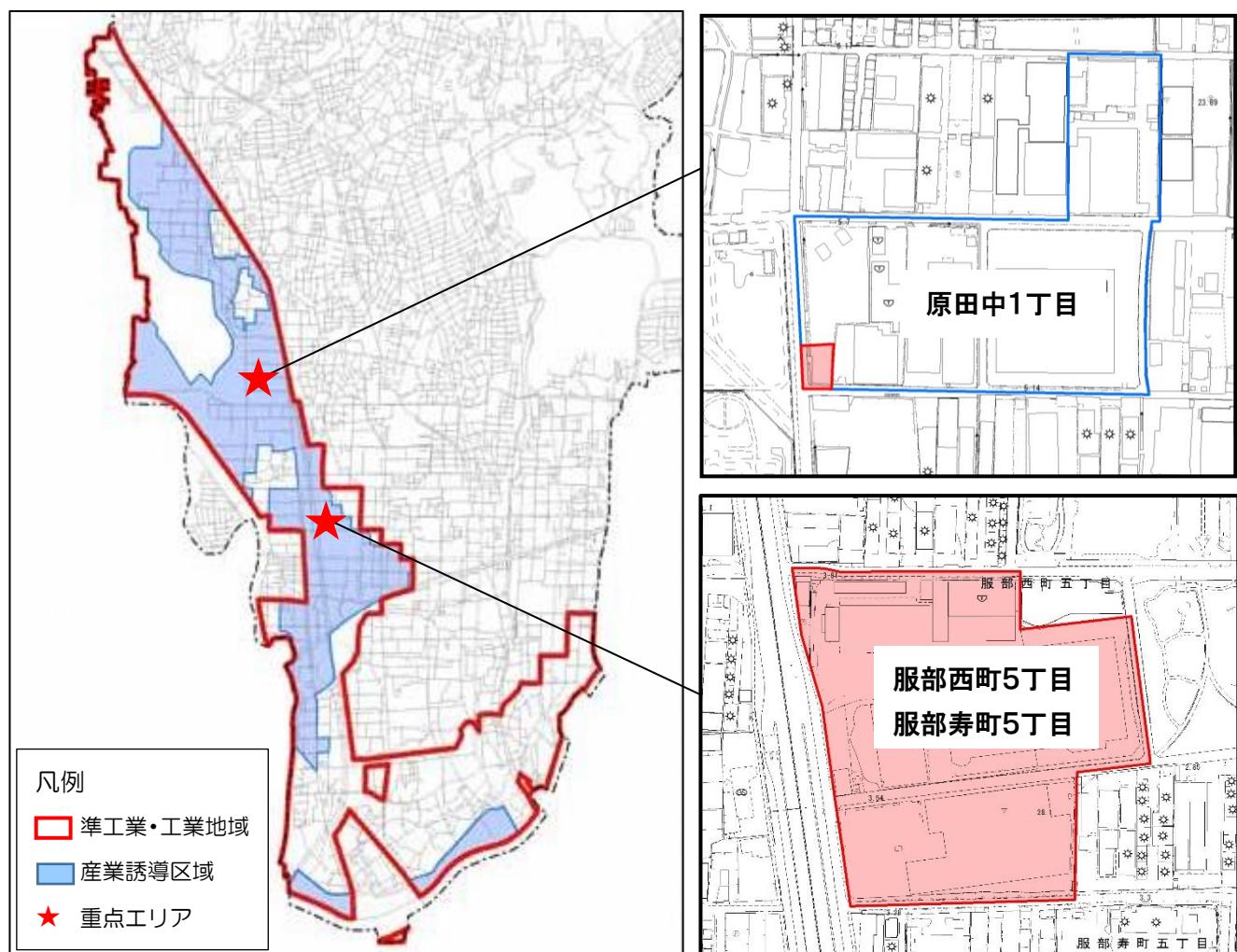
重点エリアとは、平成30年(2018年)1月に策定した「企業立地促進計画」に基づき、**操業環境の維持・形成を最優先し、支援制度と条例による住宅等※2の土地利用規制により、事業所の集積を誘導し、産業振興を図る区域**です。

※2 住宅(兼用住宅含む)、共同住宅、寄宿舎又は下宿、老人ホーム、福祉ホーム
その他これらに類するもの



▶ 重点エリア位置図

—— 既存 —— 拡大



▶各種支援制度

事業者への支援制度

«企業立地促進奨励金»

事業者^{※3}の新規立地に対する支援制度

	準工業地域 工業地域	産業誘導区域	重点エリア
奨励率	土地・建物・償却資産に係る 固定資産税相当額の 【50%】×5 年度分	土地・建物・償却資産に係る 固定資産税相当額の 【75%】×5 年度分	土地・建物・償却資産に係る 固定資産税相当額の 【100%】×5 年度分
上限	1 億円/年		

地権者等への支援制度

«産業利用補助金» (産業誘導区域(重点エリア含む)のみ)

事業者^{※3}の立地に協力する者に対する支援制度

	区分	産業誘導区域 (重点エリア除く)	重点エリア
補助率	①土地の売却	売買契約金額の 【3%】×1回	売買契約金額の 【6%】×1回
	②土地の賃貸	対象外	土地の固定資産税相当額の 【100%】×5 年度分
	③貸工場等の建築	建築費用の 【3%】×1回	建築費用の 【6%】×1回
上限		500 万円	1000 万円 (①②は合算で 1000 万円)

※3 製造業・卸売業・道路貨物運送業 (かつ、倉庫業、冷蔵倉庫業、梱包業を併せて行うものに限る) を営む者をいう

★上記以外にも要件がございますので、詳細は下記連絡先までお問合せください。

お問い合わせ先

豊中市都市活力部産業振興課 TEL : 06-6858-2199 (直通) FAX : 06-4865-2058